

## 第4回稚内市廃棄物減量等推進審議会開催結果（議事録）

### 1. 日 時

平成26年10月28日（火） 14:00～16:00

### 2. 場 所

稚内市役所3階 市長会議室

### 3. 会議概要

#### (1) 開会

#### (2) 挨拶

#### (3) 審議会

##### 1) 第1編 ごみ処理基本計画書

- ①第5章 ごみ処理に関する計画について
- ②第6章 その他ごみ処理に関する計画について

- ・事務局より配付資料のポイント説明
- ・意見及び質疑応答を別紙に示す

##### 2) 第2編 生活排水処理基本計画書

- ①第1章 生活排水の排出状況について
- ②第2章 生活排水計画について
- ③第3章 し尿・汚泥の処理計画について
- ④第4章 その他の計画について

- ・事務局より配付資料のポイント説明
- ・意見及び質疑応答を別紙に示す

#### (4) その他

- ・次回の審議会は11月25日とすることを確認

#### (5) 閉会

以下に、意見及び質疑応答に関する発言を記載しますが、審議会委員が特定できないように委員の名を伏せています。

【意見・質疑応答】 ○：審議会委員 ●：事務局

## 1) 第1編 ごみ処理基本計画書

- 共同住宅のごみステーション設置という項目で、「専用のごみステーションの設置がない共同住宅の入居者は、町内会設置のごみステーションを利用しており、その際のごみの排出マナーが悪い状況が多く見られることから、・・・」と記載されているが、記載表現がきつくないですか。
- 前回及び前々回の審議会において、もっと強く指導してはどうかと意見もあり、また、地域のごみ減量化推進員の方々の意見として、個別住宅よりアパートなどの集合住宅の人の方がごみ排出のルール違反が多いという話があり、ごみ排出マナーを強化したいと考えています。「ごみの排出マナーが悪い状況が多く見られる」という部分について、表現方法を検討します。
- 特に若い独身の方のマナーが悪いと思います。ただし、町内会の人がついて指導して少しは良くなってきています。本来は、共同住宅の大家さんが指導するべきであると思います。
- 共同住宅を建てる時に、強制的に専用のごみステーションを設置するようにすることはできないのですか。
- アパートを建設する際の届出時に関係機関に周知するように協力して頂いています。
- 次の項目に、ごみステーション設置助成事業という事業がありますが、新規に設置する場合のみ助成されるのですか。それとも既設のステーションの維持・補修なども対象となるのですか。
- 新設か入れ替えの場合のみです。大・中・小の3サイズに分けて助成していますが、一定の助成限度額があります。維持・補修については対象としていません。
- 第5章に稚内市の産業廃棄物の項目がありますが、市の条例で定める併せ産廃のうち、汚泥及び廃酸は限定されているのではないのですか。例えば、汚泥は水産汚泥のみなど。
- 条例上はこのような表記となっています。ただし、実際に処理しているものは限定されています。
- 図5.3-1に稚内市の中間処理の方法が記載されています。その中で「白色トレイ」との記載がありますが、白色以外のトレイについて記載しなくてもよいのですか。
- 白色トレイ以外もすべて容器包装プラスチックとなります。白色トレイも容器包装プラ

スチックですが、稚内市において、白色トレイは分別品目に挙げていることから記載しています。

- 同じ場所になりますが、中間処理の方法を示した図において、「有価物として売却」との記載がありますが、有価物として売却していないものに関する費用の記載がありません。委託処理という事は費用がかかっているのではと考えられます。
- その時々的情勢によって売却できる場合できない場合などもあるため、「売却」という表現を削除し、「有価物」という表現に統一にします。
  
- 第5章の項目に生活弱者へのサポートについて検討しますと記載されていますが、計画等しているものはありますか。
- 現在、ごみ袋の無料配布を行っています。
- ごみの排出が難しい方への対応についてはどうですか。ヘルパーさんにごみの排出を行ってもらっている方がいます。何か弊害が出ているという話がありますか？
- 現状がわからないため、今後調べて弱者のサポートを検討していきたいと考えています。今のところ、問題が出ているという話は受けていません。
  
- 第6章に稚内市一般廃棄物処理事業者協議会の記載がありますが、協議会がこのまま稚内市の計画に掲載されても問題ないのですか。
- 稚内市の施策に対する協力を求めていくため問題ないと考えています。
- ごみ処理に関して一番詳しい方々なので記載は大事だと思います。
  
- 計画の全体スケジュールを示した図表 6.1-1 において、産業廃棄物処分場の記載が必要ではないですか。
- 事務局の方で、この章での記載が良いのか、前の章での記載が良いのか、産業廃棄物の取り扱いについて検討するのがよいと考えます。
- 話しにありますが、産業廃棄物処分場の残余年数はどうですか。
- 平成16年10月に供用開始し、計画埋立期間は6年間でした。しかし、10年を経過した現在において、計画埋立量の半分も埋まっていません。図については、現在の表記のページではなく他の項目のページへ移動します。

## 2) 第2編 生活排水処理基本計画書

- この章で話がありますが、浄化槽設置に要する費用はどのくらいですか。
- 条件によりますが、5人槽の場合、浄化槽が70万円程度、工事費など含めて120万円程度です。
- 処理能力が劣る単独処理浄化槽から下水道あるいは浄化槽への切り替えは、個人が負担

する費用がどれくらいなのかに左右されると思います。

- 下水道料金に限らず汲み取り料金など料金を総合的に見直したり、さらなる切り替えの促進を進めないと単独処理浄化槽や汲み取りから下水道あるいは浄化槽への切り替えは進まないと思います。
- 市の生活衛生課と管理課の下水道グループとで連携して取り組まなくてはならない問題です。
  
- 第1章の生活排水の処理体系を示した図について、線の種類の違いは何ですか。生活雑排水の流れなどが判りにくいと思います。
- 色付けを行いわかりやすく表現します。
  
- 表1.2-1に処理形態別人口の推移が記載されていますが、平成23年度から平成24年度にかけて単独処理浄化槽人口や非水洗化人口が大きく変動している理由は何ですか。
- 平成24年度から、それまでは国土交通省、環境省、総務省などへ、それぞれの担当課が個別に報告していた数値の整合性をとるように指示があり精査されました。非水洗化人口は、平成23年度までは推計により算出していましたが、平成24年度からは実数となっています。
  
- 農業集落排水との記載がありますが、漁業集落排水もあるのではないですか。
- 稚内市にある形態と無い形態を区分して表現する必要があると思います。
- 本来は農業集落排水・漁業集落排水などがありますが、この図は一般的な流れを記載している図ですが、稚内市はどちらも該当している所が無いいため、色分けしたいと思います。
  
- 第4章のその他の計画において「調理残渣は生ごみとして出すか、あるいは堆肥化します」との記載がありますが、堆肥化ではなく、生ごみとして出して、バイオエネルギーセンターでエネルギー活用すべきと考えます。
- そのとおりなので修正します。
  
- 同じ項目に「洗濯時は無リン洗剤を使用する」とありますが、普通の洗剤の使用はダメなのですか。
- 排水が下水に行く家庭やそのまま河川に流れる家庭などあるため、普通の洗剤は環境への影響があるため、無リン洗剤を使っただきたいのですが、下水に流れる家庭は影響が小さくないため「できるだけ使用する」という表現にします。
  
- 同じ項目のその他の計画では、前章のごみ処理基本計画書と同様に市民・事業者の役割のほか、市の役割を記載した方がよいと思います。また、市民・事業者・市が協働して取組を推進するという表現を加えた方がよいと思います。
- ごみの処理計画と同じように、それぞれの役割を整理して記載します。

以上